

豊中市新型コロナウイルス感染症予防接種事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市長が行う新型コロナウイルス感染症の予防接種（以下「予防接種」という。）について、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「施行令」という。）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び定期接種実施要領（「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」。以下「要領」という。）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(予防接種の実施方法)

第2条 予防接種は、要領第1-5「接種の場所」の規定に基づき予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した市内の医療機関の医師（以下「協力医師」という。）により個別接種で行うこととする。ただし、市内の医療機関以外で実施する場合は、要領第1-14「医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項」に留意して行う。

(対象者の確認)

第3条 協力医師は、予防接種を希望する者が施行令第3条の表「新型コロナウイルス感染症」の項第2号に規定するものに該当するか否かを認定するために、当該希望者に対し、医師の診断書、身体障害者手帳の写し、その他必要な書類の提出を求めることができる。

(予防接種の実施期間)

第4条 予防接種の実施期間は、毎年10月1日から翌年の1月31日までとする。

(委託料)

第5条 市長は、第2条の規定により予防接種を行った協力医師に対し、別表第1に定める委託料を支払うものとする。

(一部負担金)

第6条 市長は、法第28条本文の規定に基づき、予防接種を受けた者（以下「被接種者」という。）に対し一部負担金として別表第2に定める額を徴収する。

2 前項に規定する一部負担金は、被接種者に予防接種を行った協力医師が市長の代わりに受け取るものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者については、一部負担金

の額を不要とすることができる。

- (1) 生活保護世帯に属する者
- (2) 本人及び世帯員全員が市民税を課されていない者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか特別の事情がある者

4 前項の規定を受けようとする者は、予防接種を受ける前に豊中市新型コロナウイルス感染症予防接種事業一部負担金不要証明書発行申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

5 市長は、申込書を審査し、申込者が第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申込者に対し、豊中市新型コロナウイルス感染症予防接種事業一部負担金不要証明書（以下「証明書」という。）を交付する。

6 証明書は、当該年度実施期間のうち発行日から期間終了日までを有効とする。なお、証明書の発行は、当該年度実施期間のうち開庁日に限り発行する。

7 第5項の規定により証明書の交付を受けた者は、予防接種を受ける際に、当該証明書を提出することにより、第2項の規定により当該協力医師に支払う一部負担金を不要とすることができる。

8 市長は、第4項の規定において、予防接種後に新型コロナウイルス感染症予防接種扶助費請求書が提出され、第3項各号のいずれかに該当すると認めるとき、別表第2に定める被接種者の一部負担金の額を支給することができる。

（委託料金の請求方法）

第7条 協力医師は、別表第1に定める額に実施件数を乗じて得た額から、被接種者から受け取った一部負担金の額を差し引いた額を算出し、予防接種を実施した月の翌月に市長に対し請求するものとする。

（相互乗入市町の取扱い）

第8条 豊中市が「定期予防接種の実施に関する覚書」を締結している市町（池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、豊能町、能勢町）の相互乗入の取扱いは当該覚書のとおりとする。

（公的施設に入所している大阪府民の取扱い）

第9条 公的施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保

健施設)に入所している大阪府民に対しては、大阪府市長会保健衛生主担者会議幹事会「施設入所者のインフルエンザ予防接種について」の取り決めにに基づき、予防接種を実施するものとする

(豊中市民の市外接種)

- 第10条 豊中市民が、第8条の規定に該当しない市区町村の医療機関で予防接種を受けようとする場合は、予防接種を受ける前に、新型コロナウイルス感染症予防接種市外実施依頼申込書（以下「市外実施依頼申込書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。
- 2 市長は、市外実施依頼申込書を審査し、該当すると認めるときは、申込者に対し、医療機関または医療機関が所在する市区町村長に対し、新型コロナウイルス感染症予防接種市外実施依頼書（以下「市外実施依頼書」という。）を交付する。
- 3 市外実施依頼書は、当該年度実施期間のうち発行日から期間終了日までを有効とする。なお、市外実施依頼書の発行は、当該年度実施期間のうち開庁日に限り発行する。
- 4 市長が発行した市外実施依頼書により、豊中市外の医療機関で予防接種を受けた者が、予防接種に係る実費を支払ったときは、市長は、その者が支払った予防接種に係る実費から別表第2の一部負担金の額を減じた額と別表第1の接種委託料から別表第2の一部負担金の額を減じた額のうち、少ないほうの額を限度として、その者に対し補助することができる。
- 5 前項の規定を受けようとする者は、市外予防接種費用補助金申込書（以下「補助金申込書」という。）を市長に提出するものとする。
- 6 市長は、補助金申込書を審査し、該当すると認めるときは、当該申込者に対し、第4項の規定に基づきその者に対し補助することができる。

(豊中市民以外の市内接種)

- 第11条 豊中市民以外の者が、第8条の規定に該当しない市区町村長が発行した市外実施依頼書により、豊中市内の医療機関で予防接種を受けた場合、医療機関は、第6条第2項の規定に関わらず接種にかかる費用の実費を被接種者から徴収するものとする。また、豊中市長は市外実施依頼書を発行した市区町村長の求めに応じ、実施報告を行うものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から実施する。

別表第 1（協力医師への委託料）

区分		協力医師への委託料
接種	1 件につき	1 5， 7 6 3 円
接種不可	1 件につき	3， 2 2 3 円

別表第 2（一部負担金）

区分	被接種者の一部負担金
接種	8， 0 0 0 円